

に対して債務の全部または一部の履行を委任または債権を譲渡したとき (ハ) 上記の場合のほか契約の相手方が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないおそれがあるとき (以上の場合には契約担当役は、いずれも違約金の取得手続をする) (カ) 契約の相手方が正当な事由により、契約の解除を請求したとき (キ) 契約の相手方が無能力者となり、または失せうしもしくは死亡したため、その法定代理人または管理人もしくは相続人から契約の解除を申し出たとき (ク) 契約の相手方の資産信用状態がいちじるしく低下するか、または契約の相手方が破産の宣告を受けたとき (以上の場合には契約担当役はいずれも違約金を取得しない) (ケ) 契約担当役が国鉄の都合により、契約の全部または一部について契約を解除する必要があるとき (この場合は契約担当役は、契約の相手方が受ける損害の程度に応じてその実費を補償する)。

ス 契約の履行について、約定した事項であると否にかかわらず疑義を生じた場合の解釈は、契約担当役は民法その他の法令の定めるところによって処理し、民法その他の法令の定めるところによって処理することが困難な事由があるときは、契約当事者間において協議を行いその決定による。(大西照夫)

ぶっぴんのばいきゃく 物品の売却(国鉄の)

1 発生品の受入整理

国鉄で使用している物品は物品名称鑑にある品名(乙・丙種貯蔵品を除く)で4,719品名あり、各品名ごとに品質形状を計算するとばく大な数で、その購入額についてみると955億円、その他部内で生産されるものを合すると1,114億円の多額となっている。これらの物品は物理的消耗品でないかぎり寿命が尽きると用途が廃止されて、新品と取換えられるため古品が発生する。この発生品のうちまったく価値のないもの、またはその価値が保管もしくは処分経費を償うに足りないものは、鉄道物品事務規程第24条の3項によって廃棄されるが、それ以外の価値のあるものはすべて貯蔵品に編入される。発生品を貯蔵品に編入する場合、その物が再用の見込がある場合は乙種貯蔵品に、また再用の見込がないものは丙種貯蔵品にそれぞれ編入されるのである。丙種貯蔵品に編入される場合に上記の発生品のほか、甲種または乙種貯蔵品が保管中に不可抗力の原因で、その価値が低減したものは物品事務規程第41条の処分の手続を経て編入される場合がある。昭和31年度の処分実績は第1表(1,546ページ)のとおりである。

つぎに掲げる発生品は重要撤去品と称して、乙種貯蔵品に受入される。① 古レール類(22kg以上で1本の長さ5m以上のもの) ② 古継目板類(50kg用にかぎる) ③ 古ガーダ類(レールビーム以外のもの) ④ 古転車台(貨車用以外のもの) ⑤ 古シートパイル。ただし古レールおよび古継目板で、はなはだしく損傷、わん曲、電しょく等により部内で使用する見込のないもの、または古ガーダ、古転車台および古シートパイルは、撤去前に実体調査表を施設局長に提出して、べつに承認を受けたものについては、丙種貯蔵品に受入れることになっていることは特異な扱いである。

以上のとおり丙種貯蔵品は甲種、乙種貯蔵品のように購入当時の姿をしておらず、かつ品形が複雑であるので、そのうち車両、自動車、機器、被服等を除いてはだいたい資源名を中心に品名を定めており、その品質形状の整理方については部内利用および売却上の利便を考慮して、中央売却品整理区分表(昭和29・8・11資計第3,812号依命通達)を定め細かに整理方を指示している。

丙種貯蔵品の受入単価については、物品事務規程第51条注2

により甲種貯蔵品の $\frac{1}{20}$ を基準とする。ただしくず類については時価を基準とすることになっているが、時価の算定は各受入箇所ごとにまた時期により異なるので、事務処理上の不便をなくするために全国统一した受入単価を定め、指示している。

2 丙種貯蔵品の部内利用

発生した丙種貯蔵品中には、発生前の用途には使用できないが、他の用途には使用可能な場合がある(たとえばレール、継目板、犬釘、鉛被ケーブル、黄銅くず、鋳鉄くず等)このような場合は新品を購入するよりも国鉄部内で利用する方が有利であるので、この種の物品は部内利用に優先充当し、なお余裕のある場合に部外売却が行われる。

つぎに昭和31年度の丙種貯蔵品(中央売却品)の受払残高状況を見ると第2表(1,546ページ)のとおりである。

実績中央売却品の部内利用額229,804千円の内訳についてみるとつぎのとおりで、普通鋼くずが1位となっている。

廃用ガーダ	8連	148千円	
" 自動車	1両	17	
鋳鉄くず	5,143t	53,200	
特殊鋼	5t	26	
普通鋼	6,685t	71,003	
レール	687t	10,316	
黄銅	3t	251	
青銅	185t	23,991	
銅電線	117t	4,036	
銅	432t	52,089	
鉛	184t	14,727	
計		229,804千円	

3 丙種貯蔵品の売却区分

丙種貯蔵品中資材局長の売却するものを中央売却品、地方資材部長および鉱業所長が売却するものを地方売却品といい地方資材部長がその売却を資材事務所長および地方資材部出張所長に委任したものを委任売却品といっている。上記機関の長が行う売却品についてはその運用をあわせて行うことは当然である。

中央売却品、地方売却品の区分は物品名称鑑によって定めてあるが、そのほか軽易な物品の売却については次の品名に限り地方資材部長は現場機関の長に委任することができることになっている。

あきびん、紙くず、ガラスくず、木および竹くず(あき木箱、あきドラムおよび鉄道林から発生する枝条、まき材、木皮等を含む)。皮革くず、くず雑種(たたみ、たたみ表、たたみ床、むしろ、たわら、かわら、スレート、れんが、土管、石、陶磁器製品、コンクリート製品、ベークライト製品、廃電球、廃真空管、のこくず、かんなくず、セルロイドくず、シンダー、その他くず雑種で整理する物品でこれらに類するもの)。

なお売却物品中、超重量またはかさ高等で、用品庫に戻入るにあたり経費がかさみまたは作業が困難で、現地で売却することが有利となるものは、とくに現地においたまま売却を行うことがある。

4 乙種貯蔵品の売却

原則的に売却品は丙種貯蔵品となっているが、異例な扱いとして重要撤去品および請願工事に伴う物品、ならびにとくに指示をした場合は乙種貯蔵品のまま売却されている。

このうちおもなものは古レールであるが、だいたいにおいて新品レールの投入量の約68~70%発生することが統計上明らかにされているが、交換時期および回数によって次年度へ最終発生時期がまたがる場合がある。